

評価指標一覧

(1) より安全・安心で良質な水の供給

実現方策	評価指標・評価基準
<p>ア. 水源の水質保全</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">優先度 C</div>	<p>評価指標： 水源清掃活動の実施回数 ⇒実施実績</p> <p>評価基準： 評価方法 別紙「評価方法について」②のとおり 目標値 水源清掃活動の実施回数 <u>1回</u> ※基準年度：H23年度（1回）</p> <p>※水源：ダム・河川・水路・湖沼など、埼玉県の水源となっているところとする。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>水源の水質保全は継続することが必要なことから、水源清掃活動を継続させているかを評価基準とします。</p>
<p>イ. 原水の水質及び水質基準強化に対応した浄水処理の実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">優先度 B</div>	<p>評価指標： 水質基準適合率 ＝（水質基準適合回数／全検査回数）×100</p> <p>評価基準： 評価方法 別紙「評価方法について」②のとおり 目標値 水質基準適合率 <u>100%</u></p> <p>※全検査回数については、水質検査計画に基づく浄水・受水地点での定期水質検査の回数とする。（浄水 7,554回／年、受水地点 5,368回／年 計 12,922回／年）</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>供給する水が水質基準に適合しているかを評価基準とします。</p> <p>評価指標： 浄水中かび臭物質濃度の管理目標濃度達成率 ＝（浄水中かび臭物質濃度の管理目標達成日数／全検査日数）×100</p> <p>評価基準： 評価方法 別紙「評価方法について」②のとおり 目標値 管理目標濃度達成率 <u>100%</u></p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>供給する水のかび臭物質濃度が管理目標濃度（水質基準より厳しく設定した目標値）に適合するように管理されているかを評価基準とします。</p> <p>評価指標： 送水トリハロメタン濃度の送水管理目標濃度達成率 ＝（送水トリハロメタン濃度の送水管理目標濃度達成日数／全検査日数）×100</p> <p>評価基準： 評価方法 別紙「評価方法について」②のとおり 目標値 送水管理目標濃度達成率 <u>100%</u></p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>供給する水のトリハロメタン濃度が管理目標濃度（水質基準より厳しく設定した目標値）に適合するように管理されているかを評価基準とします。</p>

	<p>評価指標： 給水末端ハロ酢酸類濃度の水質基準濃度達成率 ＝（給水末端ハロ酢酸類濃度の水質基準濃度達成日数／全検査日数） × 100</p> <p>評価基準： 評価方法 別紙「評価方法について」②のとおり 目標値 送水管理目標濃度達成率 <u>100%</u></p> <hr/> <p>供給する水のハロ酢酸類濃度が水質基準に適合するように管理されているかを評価基準とします。</p>
<p>ウ. 残留塩素濃度の最適化</p> <p style="text-align: center;">優先度 C</p>	<p>評価指標： 受水地点での残留塩素濃度管理目標達成率 ＝（受水地点での残留塩素濃度目標達成日数／全検査日数）× 100</p> <p>評価基準： 評価方法 別紙「評価方法について」②のとおり 目標値 受水地点での残塩濃度管理目標達成率 <u>100%</u></p> <hr/> <p>消毒効果を確保しつつできる限り残留塩素濃度を低減化・平準化するために、残留塩素濃度の管理基準を設定し、管理基準を達成しているかどうかを評価基準とします。</p>
<p>エ. 水源から給水栓までの統合的な水質管理</p> <p style="text-align: center;">優先度 B</p>	<p>評価指標： 県水の割合が高い受水団体（※）の給水栓の水質基準適合率 ＝（水質基準適合回数／全検査回数）× 100</p> <p>※県水の割合が高い受水団体とは転換率90%以上の受水団体である。</p> <p>評価基準 評価方法 別紙「評価方法について」②のとおり 目標値 水質基準適合率 <u>100%</u></p> <hr/> <p>県水の割合が高い給水栓においても、水質基準に適合しているかを評価基準とします。</p>

(2) 事故・災害に強い水道

実現方策	評価指標・評価基準
<p>ア. 水源の早期安定化</p> <p style="text-align: center;">優先度 A</p>	<p>評価指標： 取得水利権に占める安定水利権の割合 $= (\text{安定水利権} / \text{取得水利権量}) \times 100$</p> <p>評価基準 評価方法 別紙「評価方法について」③のとおり 目標 取得水利権に占める安定水利権の割合 100%</p> <hr/> <p>取得水利権の全てが安定水利権となっているかを評価基準とします。</p>
<p>イ. 水道施設の耐震化</p> <p style="text-align: center;">優先度 A</p>	<p>評価指標： 計画に基づく耐震化実施率 $= (\text{耐震化施設数} / \text{長期ビジョン計画期間内の耐震化対象施設数}) \times 100$</p> <p>評価基準： 評価方法 別紙「評価方法について」①のとおり 目標値 計画に基づく耐震化実施率 100%</p> <hr/> <p>耐震化計画に対して、計画に基づく耐震化を実施しているかを評価基準とします。</p> <p>評価指標： 計画に基づく管路更新実施率 $= (\text{累計管路更新延長} / \text{長期ビジョン計画期間内の管路更新計画延長}) \times 100$</p> <p>評価基準： 評価方法 別紙「評価方法について」①のとおり 目標値 計画に基づく管路更新実施率 100% ※長期ビジョン計画期間内の更新対象路線 川口Ⅰ系支線、川口Ⅰ、Ⅱ系幹線、所沢幹線、共同幹線</p> <hr/> <p>管路更新計画に対して、計画に基づく更新を実施しているかを評価基準とします。</p>
<p>ウ. 電力危機への対策の充実</p> <p style="text-align: center;">優先度 B</p>	<p>評価指標： 停電時必要送水量に対する送水可能率 $= (\text{停電時送水可能量} / \text{停電時必要送水量}) \times 100$</p> <p>評価基準： 評価方法 別紙「評価方法について」①のとおり 目標値 停電時必要送水量に対する送水可能率 100%</p> <hr/> <p>停電が発生した場合も影響を最小限とできるよう、自家用発電設備等の整備により、停電時必要送水量が送水できるようになっているかを評価基準とします。</p>

<p>エ. 事故時を考慮した 浄水予備力及び広域 的な水運用機能の充 実</p> <p style="text-align: center;">優先度 C</p>	<p>評価指標： バックアップ体制の強化に向けた事業の進捗状況 ＝（バックアップ体制の強化に向けた事業の実施済計画額／ バックアップ体制の強化に向けた計画額）×100</p> <p>評価基準： 評価方法 別紙「評価方法について」①のとおり 目標値 バックアップ体制強化に向けた事業の進捗状況 <u>100%</u></p> <p>※バックアップ体制の強化に向けた事業は以下のものとする。 吉見拡張関連事業、水総合管理システム、制水弁等整備（東松山幹線、日高下線、 新三郷幹線、上尾幹線、白岡支線）排泥弁整備（入間連絡線、岩槻ドッキング線）</p> <p>事故による送水停止が起こった際に、他浄水場からのバックアップが可能とする 事業の進捗状況を評価基準とします。</p>
<p>オ. 受水団体と連携し た緊急時の体制強化</p> <p style="text-align: center;">優先度 B</p>	<p>評価指標： 緊急時対応訓練の実施率 ＝（緊急時対応訓練実施受水団体数／全受水団体数）×100</p> <p>評価基準： 評価方法 別紙「評価方法について」②のとおり 目標値 緊急時対応訓練の実施率 <u>100%</u></p> <p>受水団体と共同で行う緊急時対応訓練を、全ての受水団体と計画的に実施してい るかを評価基準とします。</p> <p>評価指標： 計画に基づく浄水備蓄施設整備の進捗率 ＝（浄水備蓄量／計画に基づく浄水備蓄量）×100</p> <p>評価基準： 評価方法 別紙「評価方法について」①のとおり 目標値 計画に基づく浄水備蓄施設整備の進捗率 <u>100%</u></p> <p>※計画に基づく浄水備蓄量は、埼玉県地域防災計画に定める一人1週間分の必要 水量 89L の約 700 万人分となる 62.7 万 m³ とする。</p> <p>事故・災害等発生時に必要となる浄水備蓄量の確保を計画的に実施しているかを 評価基準とします。</p>
<p>カ. 職員の危機管理能 力の向上</p> <p style="text-align: center;">優先度 B</p>	<p>評価指標： 行動計画に基づく研修・訓練の実施率 ＝（行動計画に基づく研修・訓練の実施課所／全課所）×100</p> <p>評価基準 評価方法 別紙「評価方法について」②のとおり 目標値 行動計画に基づく研修・訓練の実施率 <u>100%</u></p> <p>危機発生時の行動計画に基づいた研修・訓練を、全ての課所場で実施しているか を評価基準とします。</p>

(3) 運営基盤の強化

実現方策	評価指標・評価基準
<p>ア. 将来の水需要を見据えた施設の更新及び施設能力の最適化</p> <p style="text-align: center;">優先度 B</p>	<p>評価指標： 施設能力の最適化に向けた計画を策定しているか。</p> <p>評価基準 評価方法 別紙「評価方法について」③のとおり 目標値 <u>評価時点の水需要予測に合わせた計画となっていること。</u></p> <hr/> <p>将来の水需要を見据えて、施設能力の最適化に向けた計画が策定されているかを評価基準とします。</p>
<p>イ. 財務運営の効率化</p> <p style="text-align: center;">優先度 A</p>	<p>評価指標： 料金回収率 = (供給単価/給水原価) × 100</p> <p>評価基準： 評価方法 別紙「評価方法について」②のとおり 目標値 料金回収率 <u>100%</u></p> <hr/> <p>送水にかかる費用が料金収入により賄われているかを評価基準とします。</p>
<p>ウ. 民間活力の導入も含めた組織体制の再構築</p> <p style="text-align: center;">優先度 B</p>	<p>評価指標： 1人あたり水道業務経験年数 = 全職員の水道経験年数の合計/全職員数</p> <p>評価基準： 評価方法 別紙「評価方法について」②のとおり 目標値 1人あたり水道業務経験年数 <u>14.8年/人</u> ※基準年度：H23年度（14.8年/人）</p> <hr/> <p>民間活力を導入したとしても、事業を担う職員の確保・育成ができていかどうかを評価基準とします。</p>
<p>エ. 水道広域化の推進</p> <p style="text-align: center;">優先度 B</p>	<p>評価指標： 水道広域化に向けた具体的な協議・検討を実施している水道事業率 = (協議・検討を実施している団体数/全受水団体) × 100</p> <p>評価基準 評価方法 別紙「評価方法について」①のとおり 目標値 水道事業数 <u>29%</u></p> <p>※個別またはブロックで、プロジェクトチームなどにより、水道広域化に向けた具体的な協議・検討・取組を行ったものを「水道広域化に向けた具体的な協議・検討」とする。 ※目標値根拠 県水道整備基本構想における垂直統合ブロックの水道事業数 16団体 (2ブロック5水道事業、6ブロック8水道事業、10ブロック3水道事業) 16団体/全受水団体(55団体) = 29% ※団体数の数え方は、平成24年4月1日現在の団体数とする。</p> <hr/> <p>経営の一体化、管理の一体化、施設の共同化など、水道広域化に向けた具体的な協議・検討を実施している団体の数が、水道整備基本構想における垂直統合(※)ブロックの全団体数以上となっているかを評価基準とします。 ※垂直統合とは、県と市町村との統合を指す。 なお、市町村どうしの統合を水平統合という。</p>

(4) 事業を通じた社会貢献

実現方策	評価指標・評価基準
<p>ア. 地下水から県水への転換促進</p> <p style="text-align: center;">優先度 C</p>	<p>評価指標： 県水転換率 $= (\text{県水受水団体の県水受水量} / \text{県水受水団体の総配水量}) \times 100$ ※五霞町分を除く</p> <p>評価基準： 評価方法 別紙「評価方法について」②のとおり 目標値 県水転換率 <u>78.7%</u></p> <p>※埼玉県長期水需給の見通し(平成19年策定)で用いている県水転換率(平成27年度目標)に基づく 平成19年度埼玉県長期水需給の見通しにおける県水転換率を評価基準とします。</p>
<p>イ. 電力使用量の削減及び再生可能エネルギーの導入</p> <p style="text-align: center;">優先度 C</p>	<p>評価指標： CO_2排出量削減率 $= \{1 - (\text{CO}_2 \text{排出量} / \text{基準排出量})\} \times 100$</p> <p>評価基準： 評価方法 別紙「評価方法について」①のとおり 目標値 CO_2排出量削減率 <u>基準排出量の15%削減</u> (工業用水の柿木浄水場を含む)</p> <p>地球温暖化対策推進条例で定める大規模事業所に相当する浄水場等における、第二計画期間(平成27年度～平成31年度)のCO_2排出目標として示された削減率15%を評価基準とします。</p> <p>※基準排出量：下記の合計 ・大久保、行田、新三郷、柿木 各浄水場の平成14～16年度排出量の平均値 ・庄和浄水場及び吉見浄水場 平成17～19年度排出量の平均値 ・上赤坂中継ポンプ所 平成16～18年度排出量の平均値</p>
<p>ウ. 浄水発生土の有効利用</p> <p style="text-align: center;">優先度 B</p>	<p>評価指標： 浄水発生土の有効利用率 $= (\text{有効利用土量} / \text{浄水発生土量}) \times 100$</p> <p>評価基準： 評価方法 別紙「評価方法について」②のとおり 目標値 浄水発生土の有効利用率 <u>100%</u></p> <p>浄水発生土の削減に努めると共に、利用方法の多様化を図り100%有効利用されているかを評価基準とします。</p>
<p>エ. 国際技術協力の充実及び水道の国際展開</p> <p style="text-align: center;">優先度 C</p>	<p>評価指標： 海外派遣・研修生受入延べ人数 $= \text{海外派遣人数} \times \text{支援日数} + \text{研修生受入人数} \times \text{研修日数}$</p> <p>評価基準： 評価方法 別紙「評価方法について」②のとおり 目標値 <u>216人・日</u> ※基準年度(H23年度)：216人・日より</p> <p>国際技術協力は相手国の要請に左右されますが、海外派遣・研修生受入といった技術協力を実施しているかを評価基準とします。</p>

(5) 利用者サービスの向上

実現方策	評価指標・評価基準
<p>ア. 水道水の安全、水質に関する情報の適切かつ迅速な提供</p> <p style="text-align: center;">優先度 A</p>	<p>評価指標： 受水団体と連携した水質管理情報の提供実施率 ＝（水質管理情報の提供を連携して実施した受水団体数／全受水団体数） × 100</p> <p>評価基準： 評価方法 別紙「評価方法について」②のとおり 目標値 全受水団体数 100%</p> <hr/> <p>水道利用者への水質管理情報の提供について、全受水団体と連携実施しているかを評価基準とします。</p> <p>評価指標： 県と連動した水質事故対応マニュアルを策定済の受水団体率 ＝（県と連動した水質事故対応マニュアルを策定済の受水団体数／全受水団体）× 100</p> <p>評価基準： 評価方法 別紙「評価方法について」①のとおり 目標値 全受水団体数 100%</p> <hr/> <p>水質事故等の際に速やかに水道利用者へ情報を提供するため、受水団体において県と連動した水質事故対応マニュアルが策定されているかを評価基準とします。</p>
<p>イ. 水道利用者及び受水団体が理解しやすい広聴広報活動の充実</p> <p style="text-align: center;">優先度 A</p>	<p>評価指標： 水道広報活動の実施回数 ⇒実施実績</p> <p>評価基準： 評価方法 別紙「評価方法について」②のとおり 目標値 水道広報活動の実施回数 10回 ※基準年度：H23年度（10回）</p> <hr/> <p>※水道広報活動：県が企画した、不特定多数への広報活動、施設見学会、出前講座及びこれに準じるものとする。2日以上連続した取組はまとめて1回と数える。</p> <hr/> <p>水道広報活動を企画実施することで、広く水道利用者に県営水道について理解をしてもらうため、広報活動を実施しているかを評価基準とします。</p>

<p>ウ. 水道利用者及び受水団体のニーズに応じた良質な水の供給</p> <p style="text-align: center;">優先度 B</p>	<p>評価指標： 水道水の味やにおいへの満足度 ⇒県政サポーターアンケートによる 「味やにおいに不満がある」以外の回答の合計</p> <p>評価基準： 評価方法 別紙「評価方法について」①のとおり 目標値 水道水の味やにおいへの満足度 100%</p> <hr/> <p>水道利用者及び受水団体のニーズを的確に把握し、そのニーズに応じた良質な水を供給することで、飲み水としての水道への満足度が向上しているかを評価基準とします。</p>
<p>エ. 段階的な変動給水への移行</p> <p style="text-align: center;">優先度 C</p>	<p>評価指標： 変動給水（試行）実施受水地点数</p> <p>評価基準： 評価方法 別紙「評価方法について」②のとおり 目標値 変動給水（試行）実施受水地点数 3地点 ※基準年度：H23年度（3地点）</p> <hr/> <p>変動給水を実施した地点数を評価基準とします。</p>
<p>オ. 水道利用者及び受水団体のニーズの把握</p> <p style="text-align: center;">優先度 B</p>	<p>評価指標： アンケートの実施と公表（県政サポーターアンケートまたは県政世論調査）</p> <p>評価基準： 評価方法 別紙「評価方法について」②のとおり 目標値 1回／年以上のアンケートの実施と公表</p> <hr/> <p>利用者サービス向上のために、定期的なアンケートを実施し、アンケート結果やその対応について公表しているかを評価基準とします。</p>